

基本構想に記載する事項及び手続きについて

1 基本構想の内容

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という）第 6 条に基づき、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）を定めることができ、次に掲げる事項を定める。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

解説市町村における農業の現状や今後の基本的な方向を記載した上で、**効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等（＝認定農業者の目標とすべき水準）**を記載する。また、平成 25 年度基盤強化法が改正となり、第 3 の**新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等（＝認定就農者の目標とすべき水準）**も記載する。

所得水準は、東京都農業基本方針（農業振興プラン）に即した内容であることが必要なため、一番低い所得水準は 300 万円であること（それより低い所得水準は都の同意が得られない）。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

解説東京都農業基本方針に記載されている経営指標を参考に、第 1 で定めた所得水準及び労働時間等を各区市町村の農業においてすでに実現しているような優良な経営を踏まえた**経営指標（経営モデル）**を作成する。経営改善に取り組む農業者にとって実現性のある内容であること。

東京都農業基本方針に掲載されていない経営指標についても、地域農業の特性から見て、必要があれば経営指標として示すこと。

第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

解説東京都農業基本方針に記載されている内容を参考に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき、所得水準や労働時間を実現しうる経営指標を作成する。新たに作成せずに、**上記 2 の経営指標を活用**してもよい。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

解説**認定農業者が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合**をおおむね 10 年後を目標として記載する。東京都農業基本方針の目標を参考に記載する。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

解説市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされている（基盤強化法第 17 条）ため、**実施しない旨を記載**。

第 6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

解説農地利用集積円滑化事業は上記の農業経営基盤強化促進事業の一つであるため、**実施しない旨を記載**。

2 基本構想の作成手続き

(1) 都道府県基本方針との整合性

基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第4項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない（基盤強化法第6条第3項）。

解説前条第4項に規定する計画とは、農業振興地域整備計画等を指し、市街化区域内は本計画がないため、東京都農業基本方針に即したものであること。

(2) 農業委員会及び農業協同組合の意見聴取

市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする（基盤強化法第6条第4項）。

解説基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、**農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない**（基盤強化法施行規則第2条）。

(3) 基本構想の同意

市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない（基盤強化法第6条第5項）。

協議手続市町村は、基本構想について協議をしようとするときは、施行規則第2条により聴いた**意見を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出**しなければならない（基盤強化法施行規則第5条）。

(4) 策定後の手続

市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない（基盤強化法第6条第6項）。

解説都知事の同意を得て基本構想を定めた旨及び基本構想を**市町村の公報に掲載することその他所定の手段により公告**する（基盤強化法施行規則第6条）。